

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式7-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	
HTTR起動用中性子源の購入:1式	鈴木 正隆 契約部長 茨城県那珂郡東海村村松4番地49	2014年4月1日	(公社)日本アイソープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】	—	71,818,920	—	—	公社	国所管	1		本件で購入するHTTR起動用中性子源は、日本国内において契約相手先以外には存在しないため、一般競争入札を実施しても応札者が見込めないことから契約方式は公募が適当であると判断する。よって、見直すことは困難である。	無
放射線作業者の被ばく線量登録に関する業務契約(炉規法):1式	鈴木 正隆 契約部長 茨城県那珂郡東海村村松4番地49	2014年4月1日	(公財)放射線影響協会 東京都千代田区鍛冶町1-9-16	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】	—	21,000,000	—	—	公財	国所管	1		法令の規定により契約相手が定められているため、見直すことはできない。	有
コバルト60線源購入及び使用済み線源の引取り:1式	鈴木 正隆 契約部長 茨城県那珂郡東海村村松4番地49	2014年4月14日	(公社)日本アイソープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】	—	48,781,440	—	—	公社	国所管	1		本件で購入する大線量コバルト60線源及び使用済み線源を貯蔵できる施設は、日本国内において契約相手先以外には存在しないため、一般競争入札を実施しても応札者が見込めないことから契約方式は公募が適当であると判断する。よって、見直すことは困難である。	有
東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の分布データの集約及び移行モデルの開発一式	圖師修一 産学連携推進部長 茨城県那珂郡東海村白方字白根2-4	平成26年5月1日	公益財団法人日本分析センター 千葉県千葉市稲毛区山王町295-3	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】	-	66,382,436	-	-	公財	国所管	1		本研究では、ポータブルGe検出器を用いたin situ 測定、福島で採取した土壌試料及び河川水の分析・測定を行う。 当該機関は、in situ測定等を実施できる装置と技術を有するごく限られた機関であり、今回、相当量の土壌及び河川水の試料を、限定された時間内に精度良く測定することができる国内唯一の機関であるため、契約方式は公募が適当であると判断する。	無

東京電力株式会社 福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の分布データの集約及び移行モデルの開発一式	圖師修一 産学連携推進部長 茨城県那珂郡東海村白方字白根2-4	平成26年5月1日	公益財団法人放射線計測協会 茨城県那珂郡東海村白方字白根2-4	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】	-	20,643,166	-	-	公財	国所管	1	本研究では、ポータブルGe検出器を用いたin situ 測定を実施する。 当該機関は、国内において、in situ測定等を実施できる装置と技術を有するごく限られた機関の一つである。本研究において広域にわたる測定を期間内に実施するためには、in situ測定を行える機関を総動員して測定を実施する必要があることから、当該機関を委託先とすることが不可欠であるため、契約方式は公募が適当であると判断する。	無
東京電力株式会社 福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の分布データの集約及び移行モデルの開発一式	圖師修一 産学連携推進部長 茨城県那珂郡東海村白方字白根2-4	平成26年5月1日	公益財団法人原子力安全技術センター 東京都文京区白山5-1-3-101号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】	-	17,350,028	-	-	公財	国所管	1	本研究では、ポータブルGe検出器を用いたin situ 測定を実施する。 当該機関は、国内において、in situ測定等を実施できる装置と技術を有するごく限られた機関の一つである。本研究において広域にわたる測定を期間内に実施するためには、in situ測定を行える機関を総動員して測定を実施する必要があることから、当該機関を委託先とすることが不可欠であるため、契約方式は公募が適当であると判断する。	無
硝酸塩含有廃棄物の地層処分における安全性に関する研究(Ⅱ) 一式	圖師修一 産学連携推進部長 茨城県那珂郡東海村白方字白根2-4	平成26年6月3日	公益財団法人原子力安全研究協会 東京都港区新橋5-18-7	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】	-	20,934,355	-	-	公財	国所管	2	本研究は、硝酸塩を多量に含む放射性廃棄物の地層処分における安全性の評価を実施するものである。 本研究の実施にあたっては、諸外国における地層処分の安全確保に関わる知識はもとより、硝酸塩を含有する放射性廃棄物の特性評価手法及び技術を有することが必要不可欠である。特に、硝酸塩と共存するアスファルトなどの有機物との発熱反応の評価技術及びこれらの化学物質の熱力学的性質を評価する手法・設備が必要となる。 当該機関は本件実施に必要な技術等を有する唯一の法人であることから、契約方式は公募が適当であると判断する。	無

使用済燃料の直接処分に関する技術調査と処分場操業関連技術の概念構築(その2) 一式	圖師修一 産学連携推進部長 茨城県那珂郡東海村白方字白根2-4	平成26年7月23日	公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター 東京都中央区月島1-15-7	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】	-	44,265,937	-	-	公財	国所管	1	本研究は、廃棄体の搬送・定置設備の概念設計及び使用済燃料の封入施設等の地上施設の概念設計を実施するものである。 本研究では、「わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性—地層処分研究開発第2次取りまとめ」で示された搬送・定置設備の詳細度で概念設計を行う技術及び使用済燃料を処分容器に封入する技術(溶接技術)とその検査技術が必要である。 当該機関は、本件実施に必要な技術を有する唯一の法人であることから、契約方式は公募が適当であると判断する。	無
Cf-252中性子線源の更新:1式	富田 英二 東海管理センター長 茨城県那珂郡東海村白方字白根2番地の4	2014年8月29日	(公社)日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】	—	12,899,520	—	—	公社	国所管	1	本件で購入するCf-252中性子線源は、日本国内において契約相手先以外には存在しないため、一般競争入札を実施しても応札者が見込めないことから契約方式は公募が適当であると判断する。よって、見直すことは困難である。	無

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。